

Q9-2.外国で行われた仲裁裁定の台湾における有効性について説明して下さい。

一 外国で行われた仲裁裁定の効力

- (一) 外国仲裁裁定の定義:台湾外にて作成された仲裁裁定あるいは台湾内にて外国の法律に基づき作成された仲裁裁定を外国仲裁裁定と呼びます。
- (二) 外国仲裁裁定は台湾の裁判所において裁定の承認を受けた後、執行することができ、強制執行の実施を申し立てることができます。
- (三) 外国仲裁裁定の承認を申し立てる場合、裁判所に申立書を提出し、下記の書類を添付する必要があります。

- 1. 仲裁裁定書の正本あるいは認証済みの謄本
- 2. 仲裁協議の原本あるいは認証済みの謄本
- 3. 仲裁裁定に外国の仲裁法規、外国の仲裁機構の仲裁規則または国際組織の仲裁規則が適用されている場合はその全文

上述の書類が外国語で作成されている場合は、中国語訳文を提出しなければなりません。

「認証」とは、中華民国の在外領事館、代表処、事務所あるいはその他中華民国政府が授権した機構による認証を指します。

二 外国仲裁裁定承認の拒否

- (一) 外国仲裁裁定において下記のいずれかの事由がある場合は、裁判所は裁定を拒否します。
 - 1. 仲裁裁定の承認または執行が、台湾の公序良俗に反するものである場合。
 - 2. 台湾法の下では仲裁により解決することができない争点である場合。
- (二) 外国仲裁裁定が、その裁定国あるいは裁定の適用仲裁法規の所属国が台湾の仲裁裁定を承認しない国である場合、裁判所は拒否することができます。
- (三) 当事者の一方が申立てる場合

当事者が裁判所に外国仲裁裁定の承認を申し立てる際には、下記のいずれかの事由がある場合、相手方は通知を受領後の 20 日以内であれば裁判所に却下するように申し立てることができます。

- 1. 仲裁協議が適用すべき法律上、当事者が未成年者等、行為能力を欠いており、効力が生じない場合。
- 2. 当事者が仲裁協議に適用すべきものとして指定した法律において、仲裁協議が無効となる場合。約定していない場合は判断地の法によって無効となる場合。
- 3. 当事者の一方が、仲裁人の選定または仲裁手続について通知すべき事項を適切な通知を受けなかった、またはその他の事情があり、仲裁に正当な手続が欠けていると判断した場合。

4. 仲裁裁定が仲裁協議の対象物の争議と無関係である、または仲裁協議の範囲を超えている場合。ただし、仲裁裁定が当該部分を除去しても成立が可能な場合は、その残りの部分はこの限りではない。
5. 仲裁法廷の組織または仲裁手続が当事者の約定に違反している場合。当事者が約定していないときは、仲裁地の法に違反している場合。
6. 仲裁裁定が当事者に対して拘束力がない、または管轄機関がその効力を取り消した、もしくは停止した場合。

三、日本の仲裁裁定の効力

実務上、台湾裁判所では日本の仲裁裁定の効力を承認した事例があります。台湾台北地方裁判所 93 年度仲声字第 16 号裁定および台湾高等裁判所 94 年度抗字第 433 号抗告却下裁定は、日本商事仲裁協会(JCAA)による仲裁裁定の効力を承認しています。

四、中国の仲裁裁定の効力

「台湾および大陸地区人民関係条例」第 74 条規定により、中国で作成された確定判決および仲裁裁定は、台湾の公序良俗に違反していない、かつ中国裁判所にて同様の待遇がある場合、台湾裁判所でも当該確定判決および仲裁裁定は承認されることとされています。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。